

## 第1章

# 社会変化と留保制度

——カルナータカ州とグジャラート州を事例に——

### はじめに

本章は、1970年代後半以降のインド社会の変化、とくにカースト諸集団の変化を「留保制度」(reservation systems)<sup>(1)</sup>を通じて考えようとする試みである。留保制度についてはすでに多くの論考があり、とりわけ1980年代に入ってからさまざまな立場からの留保論が展開されているが<sup>(2)</sup>、本章の関心は制度としての留保そのものよりもむしろ、留保制度が効果の規模としてはかなり限定的なものであるにもかかわらず<sup>(3)</sup>、今日のインドで時として深刻な社会的政治的な対立を惹起するほどの影響力をもつに至った背景にある。言い換えれば、留保という制度が大きな意味をもつような諸条件を考えることを通じて、今日のインド社会の変化を探ろうとするものである。

本章ではとくに、高等教育と公的雇用という留保の分野に注目する。「その他の後進諸階級」<sup>(4)</sup>の留保制度はほぼこの両分野に限られており、また、指定カーストと指定部族に関してはこの他に議席の留保が制度化されているにもかかわらず、今日留保に反対する運動の展開のなかでとくに問題とされるのは、制定過程で大きな議論を呼んだ後者よりもむしろ教育と雇用の留保とあってよい。また留保制度を含むいわゆる「補償的差別」の諸政策は、さまざまな農村開発計画や貧困対策の優先割当て、地域開発、さらに司法上の補

助など多岐にわたるものだが<sup>(5)</sup>、政策全体に対する表だった批判は少ないのである。

インドにおける独立後の高等教育の普及はめざましいものであった。1950/51年度当時27校であった大学は、60/61年度に45校、70/71年度には100校、さらに80/81年度には132校にまで増加した。カレッジ数の増加はさらに顕著で、同時期、816校、2140校、6988校、9172校と増えた。また新設カレッジは農村部に設置されることも多く、農村部のカレッジおよび大学数は、1950/51年度当時の58、つまりほぼ無いに等しいレベルから、60/61年度の1513、70/71年度の1823、80/81年度の2500校余りへと、少なくともカレッジ程度の高等教育に関しては農村部子弟が学び易い環境が整えられてきた。本章で事例として取り上げるカルナータカ州やグジャラート州についてもほぼ同様な傾向が認められる<sup>(6)</sup>。一方雇用の状況は、膨張する高学歴者を十分に吸収するものではなかった。職業紹介所に登録される高学歴求職者の数も増加を続けており<sup>(7)</sup>、より高い教育と最大の雇用先としての公的雇用に対する競合に一層の拍車をかけていることは周知のとおりである。

そこで問題となるのは、こうした事象とカーストとの関連である。すでに1950年代から60年代にかけて、植民地期以降のカーストの社会経済的基盤についてはいくつかの理解が定式化されてきている。きわめて簡単にまとめれば、農村社会ではカースト、土地所有、権力の3要素が相互に関連しつつ、多くは「中間的」な位置にある農民カーストを主体とする「支配カースト」が下位諸カーストを支配する構造の存在、一方都市部では、カーストのもつ意味は相対的には小さいものの、上位カーストを主体として植民地支配下で形成されたいわゆる「ミドル・クラス」と、これに商業諸カーストを加えた層を母体に形成される資本家層の優位性、といったものである。これらは、カーストという本来は地域社会に基盤をおく社会的身分制度が、制度としての骨格を喪失しつつある今日も一定の社会経済的特質を共有する社会的集団として存在すること、また一部の有力なカースト集団が、それぞれの支配の場を分けながら社会経済的な支配の構造のなかに位置づけられるという認識

をもたらした。

こうした理解の枠組みに照らしてみれば、高等教育や公的雇用、とくに上級職域のそれは、従来、都市の「ミドル・クラス」が圧倒的な優位性を保持する分野であった。両大戦間期以降は上位カースト以外からの参入が若干認められたとしても、これらの分野における競合はなによりもまず人口比ではわずかな「ミドル・クラス」内でのものであったといってもよい。その意味では、昨今の留保をめぐる厳しいカースト間の対立は、前述の理解の枠組みを超える社会変化の存在を示唆している。本章ではこの社会変化の性格を、とくに「支配カースト」と見なされてきた農村社会の有力カースト集団に注目して考えてみたい。また、新しい状況のなかでの留保制度の現実的な効果、あるいは機能についても言及する。

本章では資料の豊富なカルナータカ州を事例としてとりあげる。また、留保制度をめぐる激しい対立を経験したグジャラート州を、カルナータカ州との比較で若干ふれる。周知のように、これら2州はそれぞれリンガーヤトとヴォッカリガ、およびパーティーダールという典型的な農村部に基盤をおく「支配カースト」の存在する地域である。

本章では、カースト諸集団の階層的な身分秩序という性格はひとまずおき、一つの社会的集団として社会経済的な特質を整理し、現状の当該地域における相対的な地位を分析する<sup>(8)</sup>。そのうえで、高等教育と公的雇用という現行の留保制度の二つの分野が各カーストに与えるインパクトを考えることにしたい。

## 第1節 社会経済指標からみたカルナータカ州のカースト・コミュニティ

カルナータカ州は、インドの主要諸州のなかでも「カースト・コミュニティ」<sup>(9)</sup>を単位とする資料の最も豊富な州である。この背景には、同州におけ

る2回の後進諸階級委員会が、いずれもカーストや宗教集団を一つの社会集団と見なし、さまざまな社会経済的指標を用いてその相対的な「後進性」の数量的な把握を試みたことがある。ここでは主として、第二次後進諸階級委員会(委員長ヴェンカタスワミ〈T.Venkataswamy〉)<sup>(10)</sup>の報告書作成の際に実施された調査資料に依拠して、同州の諸カースト・コミュニティの状況を考えることにする。したがって対象とする時期は、同調査時点の1980年代初頭である。

カルナータカ州第二次後進諸階級委員会の実施した調査(以下、第二次委員会調査と略記)は、75に区分されたカースト・コミュニティを単位に、経済(所得、土地所有など)、教育、社会の計19の項目に関する悉皆ベースで実施された社会経済調査と、州政府機関・高等教育機関などを対象とした調査などによって構成されている。同調査は、各州で行われた同様な目的の調査に比べても群を抜いて大規模なもので、とくに社会経済調査では当時の推計州人口の90%を超える州民のデータを収集している<sup>(11)</sup>。

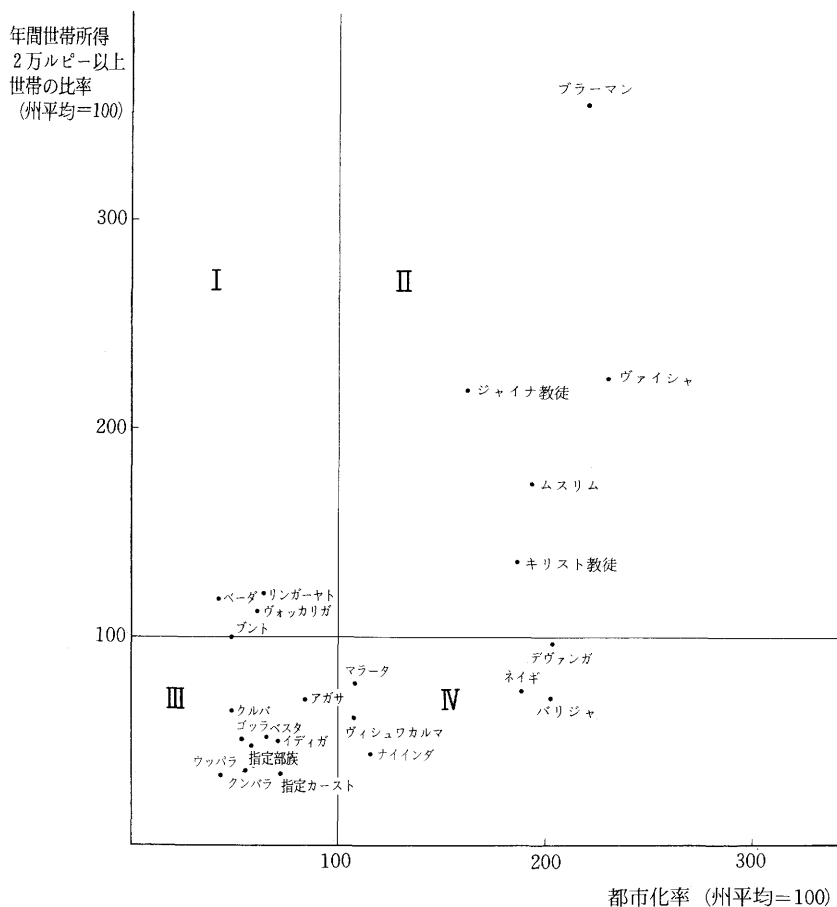
## 1. カースト・コミュニティの分類——所得と都市化率——

まずはじめに、第二次委員会調査に基づいて、カルナータカ州の主要カースト・コミュニティの社会経済的な特色を概観する。ここでの目的は農村部と都市部とのカースト・コミュニティ分布の相違の状況を把握し、それぞれのカースト・コミュニティの経済的および教育や雇用などの面での傾向を洗い出すことにある。そのため、個々のカースト・コミュニティについての検討をするのではなく、いくつかのグループに分類しその特色をみることにする。

ここでは分類の基準として、まず従来の農村部と都市部にそれぞれ有力なカースト集団が存在するという理解の枠組みに従って、都市化率と高所得世帯比率を用いる。農村部に限っては、所得よりも土地所有がよりカースト・コミュニティの社会経済的地位を示すと考えられるが、都市部を含めてカー

スト・コミュニティを分類するために所得指標を用いた。また農村部においても近年重要性を増していると考えられる非農業所得の存在も、これによって含めることができよう。ただし、調査時点においては、いずれの指標を用

第1図 カルナータカ州におけるカースト・コミュニティの分類



(出所) Government of Karnataka, *Report of the Second Backward Classes Commission*, Vol. 3, Bangalore, 1986, pp. 187-189から作図。

いても、両者のあいだに大きな相違は生じない。

第1図は、全標本に占める比率が0.5%以上、つまり人口比でほぼ0.5%程度以上と推測されるカースト・コミュニティについて、都市化率（都市標本数の全標本に占める割合）と年間世帯所得2万ルピー以上の世帯比率を州平均を100として区分し、便宜的に四つのグループに分類して図示したものである。ここに表示された24のカースト・コミュニティ<sup>(12)</sup>で、同調査の標本合計の94.9%に達している。

第1図では、当然予想されるように、Iのグループにはいわゆる農村部の「支配カースト」、IIにはブラーマンとヴァイシャ、ジャイナ教徒など上位カーストと商業カースト、またIIIには下位カースト集団の多くとIVにはいわゆる「手工業」カーストなどの多くが認められる<sup>(13)</sup>。Iのリンガーヤトやヴォッカリガの所得は州平均に近い数値として表れているが、質問票調査においては農村部、とくに賃労働の比率の低い層の所得の捕捉が難しいことを考慮すべきであろう。後述のようにこれら両コミュニティのなかにはかなりの比率で、ある程度の規模以上の土地所有者が含まれており、実際にはこの数値は過小と考えてよいだろう。

第1図に示したカースト・コミュニティの分類は、都市化率や所得といった指標でみる限り、カルナータカ社会では1980年代初頭においても、農村部ではリンガーヤトやヴォッカリガなどの「支配カースト」が、また都市部ではブラーマンや商業カースト集団が優位な位置にある状況に変わりがないことを確認するものである。

## 2. 各グループの社会経済的特色

次に、上記のようなグループ別に他の指標を加味して、それぞれについて若干詳しくみることにする。これらの指標は章末に付表1として、第1図の分類に従ってまとめてあるので参照していただきたい。

まずIのグループのリンガーヤトとヴォッカリガの場合、一応富農的な経

営を可能とするとみてよい20エーカー以上の土地所有世帯比率は<sup>(14)</sup>、リンガーヤトが若干高く18%弱、ヴォッカリガが12%弱となっている。一方土地無し世帯（非農業従事人口を含む）は両者ともほぼ30%弱で差は小さいが、農業労働世帯比率はリンガーヤトが若干高い。都市化率がほぼ同水準（15～16%）であることを考えると、ヴォッカリガの方が農村部においても農業部門以外で収入を得ている層が若干高いのではないかと考えられる。こうした諸点は、これら両コミュニティが、ヴォッカリガが旧マイソール藩王国地域、つまり大都市の多い州南部に、またリンガーヤトが州中部から北部の乾燥地域に分布の集中があること<sup>(15)</sup>の反映でもあろう。さらに第1表に示すように、州全体の土地所有20エーカー以上の世帯数に占める比率は、リンガーヤト約38%とヴォッカリガの16%を圧倒している。その反面、調査時の中等学校修了（SSLC）学年在籍生徒のコミュニティ人口に占める比率や公務員上級雇用などではヴォッカリガに優位性が認められ、リンガーヤトの経済力からすればやや低い水準にとどまっている。しかし、こうした相違が認められるにせよ、これら両コミュニティの州内農村社会に占める比重は大きく、両者を合わせると20エーカー以上の土地所有世帯の54%、また村落パンチャーヤトの議長・副議長・委員に占める割合も、両コミュニティの人口比を大幅に上回っている<sup>(16)</sup>。

以上まとめると、これら両コミュニティは、(1)それぞれ優勢な地域を異にしつつ、富農的部分をかなり含むコミュニティであり、低い農業労働世帯比率（9～12%程度）にも示されるように格差も小さい、(2)両コミュニティのなかでは、中～北部を中心とするリンガーヤトの方が農村的性格が強く、また人口規模の差を反映して州全体としてみれば農村部において強い優位性を保持している、(3)逆にヴォッカリガは非農業部門や教育への進出でリンガーヤトを上回る、の3点を指摘することができよう。なお、このグループに含めたペーダとブントの二つの小コミュニティは、むしろⅠとⅢの中間的な性格をもっており、人口比の高いリンガーヤトとヴォッカリガのような農村社会における優位性を認めることはできない。

第1表 カルナータカ州におけるカースト・コミュニティの比率  
(標本比1.0%以上のカースト・コミュニティ)

カースト・ コミュニティ	標本比(%)	土地所有 20エーカー 以上世帯 <sup>1)</sup> (%)	世帯年間 所得 2万ルピー 以上世帯 (%)	公務員 クラス I (%)	SSLC 学年在学者 (%)
リンガーヤト	16.9	38.1	20.2	4.3	16.3
指定カースト	15.8	3.2	5.9	1.3	11.0
ヴォッカリガ	11.6	15.7	13.3	12.8	17.4
ムスリム	10.9	6.7	8.5	5.7	9.9
クルバ	6.9	10.7	4.4	2.3	3.3
ブラーマン	3.8	4.7	14.9	21.8	9.0
マラータ	3.2	2.8	2.4	4.0	2.6
指定部族	2.8	1.9	1.4	1.3	1.6
ベスタ	2.8	2.0	1.4	0.8	1.5
ベーダ	2.7	2.7	3.3	0.4	1.0
イディガ	2.5	1.1	1.1	1.1	2.2
ヴィシュワカルマ	1.9	1.1	1.2	1.5	2.0
キリスト教徒	1.8	0.5	2.8	4.7	3.6
ゴッラ	1.4	1.2	0.7	1.2	1.0
バリジャ	1.3	0.8	1.7	2.7	2.1
ウッバラ	1.3	1.3	0.4	0.2	0.6
州合計		100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1) 土地所有20エーカー以上の世帯数の集計には、明らかな誤りが複数箇所あるため、州合計ではなく標本比0.5%以上の世帯計とした。

ただし、両者の差は、比較的小さいと考えてもよいだろう。

(出所) Government of Karnataka, *Report of the Second Backward Classes Commission*, Vol. 3, pp. 183-186から作成。

ただし、数値に明らかな間違いがある場合は訂正した。

IIIのグループに分類したブラーマン、および人口比ではともに1%未満のヴァイシャとジャイナ教徒のなかでは、ブラーマンにおける高所得世帯比率が最も高い。ブラーマンは、土地所有20エーカー以上の比率や自営業世帯比率がともに低く、都市化率や公務員上級の比率が高いことなどから、都市部のホワイトカラー層を中心としていることが推測される。一方ヴァイシャや



ジャイナ教徒は、ブラーマンと比較して土地所有20エーカー以上世帯比率や自営業の比率が高く、富農の農民や商工業者もかなり含まれていると認められよう。このグループのなかでのSSLC在籍者比率でブラーマンが高い点もその反映と考えられる。

しかしその反面、これらのコミュニティにおいては、年間世帯所得5000ルピー未満の世帯比率がかなり高いことも注目される。3者のなかでは同比率が最も低いブラーマンでも40%近くが年間世帯所得5000ルピー未満となっており、Iのグループのリンガーヤトやヴォッカリガの10%前後の数値と比較すると顕著に高くなっているのである。全体に占める比率では、人口比で4%弱のブラーマンが上級公務員に占める比率は約22%、年間世帯所得2万ルピー以上世帯比率では約15%と高く、依然としてブラーマンが社会経済的にも州の高い地位を占めるコミュニティであることは疑いないが、内部にはかなりの格差があり「貧しいブラーマン」も相当な割合で存在し、またSSLC程度の教育水準ですでに顕著な優位性は認められないことも留意する必要がある。

IIIおよびIVのグループは、いずれも年間世帯所得2万ルピー以上の世帯比率で州平均を下回るカースト・コミュニティであるが、その他の指標をみると、IIIとIV、つまり都市化の程度の差とほぼ一致する特色が認められる。すなわち、所得水準では都市化率の高いカースト・コミュニティにおいて、高所得世帯の比率が相対的に高いだけでなく低所得世帯（年間5000ルピー未満）の比率も低い傾向にあり、また下級公務員、SSLC在籍生徒比率などにおいても農村中心のカースト・コミュニティのそれをかなりの程度上回っている。逆の見方をすると、付表1に掲げたような社会経済的指標でみて、相対的に低い位置にあるカースト・コミュニティは、農村部中心のそれに集中する傾向が認められるのである。他方、都市化率の高いIVのグループの場合、SSLC在籍生徒の比率に示される教育普及はほぼリンガーヤトやヴォッカリガの水準に達している。

最後に以上のような一般的傾向とは異なる特色をもつ若干のカースト・コ

コミュニティについて触れておく。

まず指定カーストは、高所得世帯の比率や都市化率の基準では明らかにIIIに含まれ、年間所得5000ルピー未満世帯が80%を超えているにもかかわらず、下級公務員やSSLC在籍生徒の比率では州平均を相当程度上回る水準に達している。とくに教育指標では、文盲率が高いにもかかわらずSSLC在籍生徒比率が州平均を大きく上回り、このカテゴリーにおいて現在急速に教育が普及しつつあることを示している。指定カーストを対象とする留保制度の影響が大きいことが推測されるが、指定部族では、同様に留保の対象となっていないながらこうした顕著な効果は認められない。

キリスト教徒は所得指標では州平均前後であるにもかかわらず、教育(文盲率、SSLC在籍生徒比率)や雇用(上級職・下級職)では、IIのグループに近い水準に達している。指定カーストの教育や雇用への進出が留保制度の対象となることによって加速されているのに対し、キリスト教徒の場合は、文盲率の低さで表されているような従来からの比較的高い教育水準や高い都市化率が、その背景にあらう。

上記の2カースト・コミュニティが経済的指標よりも教育や雇用の面での指標が顕著に高いのに対し、ムスリムの場合は逆の傾向、つまり経済的指標よりも教育や雇用面での立遅れの目立つコミュニティである。ムスリムの場合、第二次委員会調査では一つのコミュニティとして扱われているため、都市に集中するムスリム上層<sup>(17)</sup>、都市の手工業者を中心とするグループ、さらに農村部のムスリムといった多様な存在が統計上相殺されていることが考えられるが、この点については資料のうえで検討することができない。ここでは一応、上記の諸点を指摘するにとどめる。

## 第2節 カルナータカ州における1970年代後半以降の教育と雇用の状況

前節で検討したように、カルナータカ州では、農村部を中心に経済力においても地域的な政治権力への参加においても有力な大規模コミュニティであるリンガーヤトやヴォッカリガが、教育や公的雇用への進出では人口比4%弱のブラーマンに後れている。またこれら以外の中小コミュニティのなかでは比較的都市化率の高いグループは教育水準も高い傾向がみられる。しかし1970年代後半以降、公的雇用や高等教育の分野では、従来の傾向とは異なる新しい傾向が認められるようになった。この節ではまずその様相を第二次委員会調査をてがかりにまとめることにする。また、こうした変化の背景には、1977年から導入された新しい留保制度があるが、これについては次節において詳しくふれることにしたい。

### 1. 独立期までの教育普及とカースト・コミュニティ

まず、1970年代後半以降の動向に入るまえに、カルナータカ州地域における教育普及の推移について、簡単に述べておく。

教育は、従来、経済的な格差以上にカースト・コミュニティ間での格差の大きな分野であった。1901年に旧マイソール藩王国では、ブラーマンの男子人口の70%近くがすでに識字者であり、英語識字人口も10%に達しているのに対し、リンガーヤトとヴォッカリガの識字率はそれぞれ14.3%と4.2%、英語識字率はともに1%未満であった。したがってヨーロッパ人と印欧混血人口を除く英語識字人口に占めるブラーマンの割合は70%を超えており、これに次ぐのはキリスト教徒の8.4%、ムスリムの7.0%と、群を抜いて高い比率となっている。その後1930年代初頭にいたると、リンガーヤトなど若干のコミュニティの識字率に上昇がみられるものの、依然としてブラーマンの突出

した状況が続いていた<sup>(18)</sup>。

## 2. 1970年代以降の変化——高等教育——

独立後の教育普及によって、上記のような極端な格差が解消する傾向にあることは付表1にも明らかであるが、独立後はカースト・コミュニティ別の教育統計はなく、その過程を明らかにすることは難しい。そこで一つの試みとして、識字率とSSLC合格者率の相対的な順位の変動をみたのが第2表である。識字率がここ50年程度のなんらかの教育の累積を表し、また調査年のSSLC合格者比率が現在の初等から中等程度の教育水準を表すと想定するならば、SSLC合格者比率の順位が識字率のそれよりも高いカースト・コミュニティでは、他よりも急速に教育が普及しつつあるとみることができよう。

第2表に示すように、ここ数十年のうちに教育水準が相対的に向上したと考えられるのは、リンガーヤト、ヴォッカリガ、指定カーストおよびジャイナ教徒であり、とくにリンガーヤトとヴォッカリガという二つの大規模な農村社会の有力コミュニティの台頭が注目される。別の見方をすれば、IIIとIVのグループの中小規模カースト・コミュニティの多くにおいて従来水準からすれば格段の教育の普及があったとしても、それは州内における相対的なカースト・コミュニティ別教育格差を是正するにはいたらなかったということも意味している。

高等教育についても全般的な傾向を示す資料がないので、ここではそのなかでも最も専門的で入学が難しいとされる医学系大学を例にとり、高等教育のいわば頂点部分の傾向をみることにする。

第3表は、1977/78年度から83/84年度までのカルナータカ州の医学系カレッジ入学者のカースト・コミュニティ別内訳である。この表ではSSLC合格率と比較すると、全体的にカースト・コミュニティ別の教育格差がより鋭く現れており、いまだにブラーマンの比率が高いこと、リンガーヤトとヴォッカリガ、とくに前者の入学者が標本比をかなり下回ること、および留保制度

第2表 カルナータカ州におけるカースト・コミュニティ別初等～中等水準の教育普及動向の推計

カースト・ コミュニティ名	標本数 (%)	識字率 順位(A)	SSLC 合格者 順位(B)	(A)-(B)	(A)-(B)の範囲		
					+3以上	+2~-2	-3以下
I							
リンガーヤト	16.9	11	6	5	◎		
ヴォッカリガ	11.6	15	12	3	○		
ベーダ	2.7	21	24	-3			○
ブント	0.8	5	7	-2		○	
II							
ブラーマン	3.8	1	1	0		○	
ヴァイシャ	0.7	2	2	0		○	
ジャイナ教徒	0.8	6	3	3	○		
キリスト教徒	1.8	4	4	0		○	
ムスリム	10.9	12	15	-3			○
III							
イディガ	2.5	10	14	-4			○
指定カースト	15.8	23	16	7	◎		
クンバラ	0.6	16	17	-1		○	
アガサ	0.9	17	18	-1		○	
ゴッラ	1.4	19	19	0		○	
指定部族	2.8	18	20	-2		○	
クルバ	6.9	22	21	1		○	
ベスタ	2.8	20	22	-2		○	
ウッバラ	1.3	24	23	1		○	
IV							
デヴァンガ	7.4	7	5	2		○	
バリジャ	1.3	8	8	0		○	
ネイギ	0.6	3	9	-6			◎
ヴィシュワカルマ	1.9	9	10	-1		○	
マラータ	3.2	13	11	2		○	
ナイインダ	0.5	14	13	1		○	

(注) 標本比0.5%以上のカースト・コミュニティのみを取りあげた(以下の表についても同じ)。

(出所) Government of Karnataka, *Second Backward Classes Commission Report*, Vol. 3 pp. 187-189から作成。

第3表 カルナータカ州の医学系カレッジ入学者のカースト・コミュニティ別構成  
(1977/78～83/84年度累計)

カースト・コミュニティ名	標本比(%)	1977/78～83/84 入学者数(人)	全入学者に占 める比率(%)
I			
リンガーヤト	16.9	372	7.1
ヴォッカリガ	11.6	491	9.4
ベーダ	2.7	27	0.5
ブント	0.8	81	1.6
II			
ムスリム	10.9	374	7.1
ブラーマン	3.8	1,128	21.5
キリスト教徒	1.8	275	5.3
ジャイナ教徒	0.8	73	1.4
ヴァイシャ	0.7	148	2.8
III			
指定カースト	15.8	646	12.3
グルバ	6.9	113	2.2
指定部族	2.8	110	2.1
ベスタ	2.8	105	2.0
ノディガ	2.5	90	1.7
ゴッラ	1.4	79	1.5
ウッパラ	1.3	28	0.5
アガサ	0.9	15	1.0
クンバラ	0.6	38	0.7
IV			
マラータ	3.2	57	1.1
ヴィシュワカルマ	1.9	73	1.4
バリジャ	1.3	77	1.5
デヴァンガ	0.7	60	1.2
ネイギ	0.6	39	0.7
ナイインダ	0.5	18	0.3
以上計	94.9	4,517	86.3 (91.7)

(注) (1) ( ) 内は、カースト・コミュニティ不明のヒन्दゥー教徒を除いた場合の比率。

(2) 表記した24のカースト・コミュニティ以外で比較的多くの入学者を出しているのは、ムダリヤール(35)、クシャトリヤ(38)、ガニガ(34)、ダルジ(34)、カンマ(34)、ナヤール(54)、ラージプート(39)などである。これらはいずれも標本比で0.1～0.4%の小規模なカースト・コミュニティで、中間的な農業諸カースト、とくに近隣州に分布の中心のあるそれが多し。またラージプートやクシャトリヤなどの上位カーストと共に、ダルジやガニガのような都市化率の高い「手工業」カースト(両者の伝統的職業はそれぞれ搾油・油売りおよび仕立て屋)も含まれている。

(出所) Government of Karnataka, Report of the Second Backward Classes Commission, Vol. 3, Bangalore, 1986, pp. 90-95.

の対象となる指定カーストが標本比に迫る水準まで進出してきていること、が認められる。そして識字率では大幅な改善のみられるⅢとⅣのグループ、なかでもⅢのグループのなかからの進出はきわめて少ない。7年間で入学者が3名にも満たなかったカースト・コミュニティが第二次委員会調査の75カースト・コミュニティのうち3割近い20に達しているのである<sup>(19)</sup>。

医学系カレッジが高等教育の頂点部分の傾向を示し、SSLC合格率が中等教育の水準を示すとすると、一般のカレッジなどはおそらくこの中間的な状況、すなわちリンガーヤトやヴォッカリガは、ある程度の進出を果たしているものの、依然としてこの分野に優位性をもつブラーマンなど都市中心の上位コミュニティおよび留保の対象となる指定カーストとの間に競合が避けられない状況が予想される。またⅣの都市中心のカースト・コミュニティは、人口比程度の進出を、またⅢは、依然として人口比をかなり下回る状況が続いているよう。

### 3. 1970年代後半以降の変化——公的雇用——

では、公的雇用においても高等教育と同様な傾向が認められるであろうか。第4表は、第二次委員会の社会経済調査によるクラス別公務員のカースト・コミュニティ構成と、同委員会に州政府各部署が提出した新規採用者の構成を比較したものである。平均在職期間を30年程度と考えると前者は過去約30年間のこの分野への進出の累積を示し、後者はここ7年間の傾向を示す。この表は、きわめて明瞭にⅠのグループ、なかでもリンガーヤトの著しい進出を示している。全体的にはいまだにブラーマンの優勢な状況は変わらないものの、ここ7年間にリンガーヤトはブラーマンを凌ぐ新規採用者を出し、ヴォッカリガのそれをも上回っているのである。しかも公務員採用においては教育とは異なり、リンガーヤトはすでに最も上位のクラスにも顕著な増加傾向を示していることが注目される。この他のカースト・コミュニティでは、Ⅱのグループはほぼ横這い、Ⅲのグループのなかでは躍進著しい指定カース

第4表 カルナーターカ州公務員におけるカースト・コミュニティ構成

カースト・ コミュニティ名	標本比 (%)	公務員雇用に占める比率(A)			新規採用(1977/78-83/84)に占める比率(B)			(B)/(A)×100					
		クラス1	クラス2	クラス3	クラス1	クラス2	クラス3	クラス1	クラス2	クラス3			
I													
リンガーヤト	16.9	4.3	4.8	7.0	24.8	22.5	12.5	576	468	178			
ヴォツカリガ	11.6	12.8	14.0	12.2	19.5	16.8	10.0	152	120	81			
ベータ	2.7	0.4	0.5	1.0	0.5	0.5	0.7	125	100	70			
ブント	0.8	0.7	1.1	0.6	0.3	0.4	0.1	42	36	16			
II													
ムスリム	10.9	5.7	8.1	9.1	6.9	5.0	6.2	121	61	68			
ブラーマン	3.8	21.8	16.5	13.1	19.4	16.4	11.6	88	99	88			
キリスト教徒	1.8	4.7	5.1	2.9	1.4	1.4	2.1	29	27	72			
ジャイナ教徒	0.8	0.8	0.0	0.6	1.0	0.8	0.2	125	133	33			
ヴァイシヤ	0.7	1.4	1.4	0.9	0.5	1.7	0.9	35	121	100			
III													
指定カースト	15.8	1.3	1.1	2.1	9.6	9.4	20.1	738	854	957			
クルバ	6.9	2.3	0.0	4.5	3.9	3.0	3.1	169	300	68			
ベスタ	2.8	0.8	2.4	1.6	0.4	0.9	0.9	50	37	56			
指定部族	2.8	1.7	1.6	1.7	2.0	1.7	0.2	117	106	11			
イディガ	2.5	1.1	1.1	1.7	0.3	0.9	0.8	27	81	47			
ゴツラ	1.4	1.2	0.9	0.9	0.2	1.2	0.8	16	133	88			
ウツバラ	1.3	0.2	0.3	0.5	0.4	0.0	0.4	200		80			
アガサ	0.9	0.5	0.9	0.8	0	0.2	0.6		22	75			
クンバラ	0.6	0.3	0.3	0.4	0	0.5	0.5		166	125			
IV													
マラータ	3.2	4.0	2.9	3.1	1.6	0.9	1.2	40	31	38			
ヴィシワカルマ	1.9	1.5	2.3	2.0	0.3	3.3	1.4	20	143	70			
バリジャ	1.3	2.7	3.0	2.0	1.6	1.1	0.7	59	36	35			
デヴァンガ	0.7	0.8	1.0	0.8	0.9	0.9	0.8	112	90	100			
ネイギ	0.6	0.5	0.6	0.7	0.1	0.7	0.3	20	116	42			
ナイインダ	0.5	0.4	0.4	0.5	0.0	0.2	0.3	50	50	60			

(出所) Government of Karnataka, Report of the Second Backward Classes Commission, Vol. 3.A項はpp. 185-186, B項はpp. 151-153から算出。



トなどとむしろ顕著に低下しているカースト・コミュニティが混在し、当初から比較的進出の程度が高かったIVのグループは全体としては低下傾向にある。ブラーマンは、上級職クラスIとIIのみならず、ほぼ一般事務職に該当するクラスIIIにもかなりの比率を占めているが、新規採用ではこの部分での比率も低下している。指定カーストなどの進出にともない、比較的貧しいブラーマンにとって重要な雇用先であった中～下級公務員雇用の競争が厳しくなっていると考えるべきだろう。すでにSSLC合格率でもみたように、事務職種に必要な程度の教育においてはブラーマンの優位はほぼ認められない状況となっているのである。

#### 4. 小 結

上記に述べてきたような教育や公的雇用の傾向のなかからとくに注目すべき点を、第1節にまとめた各カースト・コミュニティの経済社会的特色と照らし合わせながら要約しておく。

農村部を中心に土地所有やパンチャーヤトなど農村行政・政治のなかで有力な地位を占め、内部においては比較的経済格差の小さい大規模コミュニティであるリンガーヤトは、少なくとも1970年代後半以降、公的雇用や高等教育の面でも大幅に進出しつつある。とくに公的雇用の面での進出は、このコミュニティが従来の有力な農民コミュニティとしての性格に加えて、行政面でも有力なコミュニティとなりつつあることを示している。さらに、公的雇用が民間部門雇用の動向もある程度反映するものであれば、ホワイト・カラー職種全般への進出も示唆していよう。ただし、公的雇用では上級職を含めてすでに優位性を獲得しつつあるのに対し、医学系カレッジなど高度に専門的な高等教育への進出はやや遅れている。一方、リンガーヤトに次ぐ有力な農村部中心のコミュニティであるヴォッカリガは、従来リンガーヤトを上回っていた教育や公的雇用においても劣位にたちつつある。

ブラーマンは、依然として都市を中心とし高所得者を多く含むコミュニ

ティであるが、人口比や地域的な政治力の優位性は持たず、高等教育や上級から事務職にいたる公務員雇用においてもかつてのような圧倒的な優位性を喪失しつつあり、わずかに高度の高等教育を前提とする専門職種などでの優位性を保持しているにすぎない。また指定カーストなどの台頭を反映して、コミュニティ内の相当部分を占める比較的貧しい層の雇用も困難な状況となっている。

指定カーストは、経済的には貧困層が圧倒的な部分を占める状態が続いているものの<sup>(20)</sup>、教育、公的雇用などのすべての面で大幅に進出してきた。指定カーストをのぞく農村中心の下層コミュニティの多くは、教育や公的雇用の面で一定の進出があったとしても、相対的な位置はむしろ低下する傾向にあり、都市中心のコミュニティの多くにも同様な傾向が認められる。

一言でいえば、人口規模の大きいリングーヤトとヴォッカリガ、それに指定カーストが教育や公的雇用に本格的に進出するにともない、州内のカースト・コミュニティのこれらの面における相対的な位置関係に大きな変化が生じ、結果として中小規模の経済的にも下層にあるカースト・コミュニティの多くの進出が抑えられてきたと言ってよいだろう。

### 第3節 留保制度のもたらした影響

前節でみたような教育や公的雇用における急激な展開のなかで、留保制度はどのような役割を果たしたのだろうか。すでに繰り返し触れてきたように、こうした動きは留保という制度のみがもたらしたのではなく、教育や公的雇用で代表されるような非農業部門雇用労働への各カースト・コミュニティ間に格差のある進出がその背景にあった。

したがって留保制度の効果を考えるためには、特定の内容をもつ制度と受益者の状況がどのように交錯してきたのか、というアプローチが必要である。カルナータカ州の場合、一つには制度自体が多面的な性格をもち、また制度

の利用状況に関する資料が比較的あることから、ある程度こうした分析を可能にしている。

## 1. カルナータカ州の1970年代後半の留保制度

1972年、ウルス政権下での第一次後進諸階級委員会設置に始まるカルナータカ州の留保制度改訂過程は、その後幾多の紆余曲折を経て、同委員会報告内容をかなり修正した形態で77年から実施に移された。その概要は第5表と第6表に示すようにきわめて複雑なもので、指定カーストと指定部族対象分を合計した総留保率は最終的には68%に及んでいる。

このカルナータカ州の留保制度の特色は、カースト・コミュニティ基準をいくつかのカテゴリーに分類し、さらにブラーマンやリンガーヤトを含むすべての州民を対象とするカースト・コミュニティ基準によらない経済基準枠（「特別後進グループ」：SBG）を設けたことにある。こうした措置が、有力コミュニティではヴォッカリガのみ「後進コミュニティ」の対象となることによって引き起こされたカースト・コミュニティ間の利害対立を調整するためのものであることは明らかであり、留保制度の效果に複雑な様相が付け加えられることになった<sup>(21)</sup>。

## 2. 留保制度の利用状況

第二次委員会調査では、いくつかの教育機関と一部の事務職などの公的雇用について、留保制度のカテゴリー別の採用人数を収録している。第7表は、1980年代半ばにおける州内の医学系カレッジとバンガロール農業大学入学者の状況をまとめたものである。医学系カレッジが専門職の資格を与える高等教育の頂点部分、農業大学は一般的な高等教育の状況を示している。残念ながら公的雇用については全体的なカテゴリー別の利用状況は不明であるが、タイピストなどの事務職雇用における留保の利用状況は、ほぼ医学系カレ

第5表 カルナータカ州1970年代末の留保制度

カテゴリー	基準 (1979年)	留保枠	当該カースト・コミュニティ数 (1979年当時)
後進コミュニティ (BCM)	第一次委員会調査時の SSLC 合格生徒のコミュニティ人口に占める比率が州平均の50%以上100%未満のカースト・コミュニティ。世帯年収1万ルピー未満	20%	憲法第16条(4)について9, 第15条(4)について15。ムスリムを含む
後進カースト (BCT)	上記の数値が50%未満のカースト世帯年収1万ルピー未満	10%	憲法第16条(4)について114, 第15条(4)について127 改宗後2世代以内の指定カースト出自のキリスト教徒を含む
後進トライブ (BT)	上記の数値が50%未満のトライブ世帯年収1万ルピー未満	5%	憲法第16条(4)について58, 第15条(4)について58
特別後進グループ (SBG)	農耕従事者, 手工業従事者, 零細自営業者, 政府・民間のいづれかにおいて臨時就労を含む採用通知を得ながら未就労のもの, 肉体労働もしくは自営労働を含む職種に従事しているもの, のいづれかに該当し世帯年収が4800ルピー未満	15% (1979年に5%から増枠)	すべてのカースト・コミュニティの該当者
指定カースト	大統領令による	15%	
指定部族	大統領令による	3%	
合計		68%	

(注) 憲法第16条(4)と第15条(4)はそれぞれ教育と公的雇用における留保を認めた条文を示す。

(出所) Government of Karnataka, Report of the Second Backward Classes Commission, Vol. 2, Annexure 6.1.

第6表 カルナータカ州1970年代末期の留保カテゴリー

カースト・コミュニティ名	標本比 (%)	BCM	BCT	BT	SBG	SC	ST
I							
リンガーヤト	16.9				○		
ヴォッカリガ	11.6	◎			○		
ペーダ	2.7			◎	○		
ブント	0.8				○		
II							
ムスリム	10.9	◎			○		
ブラーマン	3.8				○		
キリスト教徒	1.8		△		○		
ジャイナ教徒	0.8				○		
ヴァイシャ	0.7				○		
III							
指定カースト	15.8				○	●	
クルバ	6.9		◎		○		
ベスタ	2.8				○		
指定部族	2.8				○		●
イディガ	2.5	◎			○		
ゴッラ	1.4			◎	○		
ウッパラ	1.3		◎		○		
アガサ	0.9		◎		○		
クンバラ	0.6		◎		○		
IV							
マラータ	3.2				○		
ヴィシュワカルマ	1.9	◎			○		
バリジャ	1.3	◎			○		
デヴァンガ	0.7	◎			○		
ネイギ	0.6	◎			○		
ナイインダ	0.5	◎			○		

(注) BCM:後進コミュニティ ◎ 該当するカースト・コミュニティ (所得制限有り)  
 BCT:後進カースト ● 該当するカースト・コミュニティ (所得制限なし)  
 BT :後進トライブ ○ 条件を満たす場合にかぎり有資格  
 SBG:特別後進グループ △ 改宗後2世代までの指定カースト出自のキリスト教徒のみ  
 SC :指定カースト  
 ST :指定部族

(出所) Government of Karnataka, *Report of the Second Backward Classes Commission*, Vol. 2, pp. 108-121; Annexure to the Government Order No.SWL 123 BCA79, Dated 1st May, 1979.

第7表 カルナータカ州1980年代中期における留保別入学者

カースト・コミュニティ	標本比 (%)		医学系カレッジ (1985/86年度)						バンガロール農業大学 (1984/85年度)							
	計	%	留保外	BCM	BCT	BT	SBG	SC/ST	計	%	留保外	BCM	BCT	BT	SBG	SC/ST
I																
リンガンヤト	56	6.7	28			1	27		87	20.1	37	12			38	
ウォツカリガ	106	12.6	30	75		6	1		70	16.2	10	60			4	
ベーダ	21	2.7	1					14	4	0.9						
アプト	9	1.0	3				6		2	0.4	2					
II																
ムスリム	55	6.5	15	35		1			3	0.6	1			1	1	
アラマム	217	25.9	155		4		58		85	19.7	66			19	19	
クリスト教徒	20	2.3	11		2		7		11	2.5	9			2	2	
ジャイナ教徒	13	1.5	6		1		6		10	2.3	2	7			1	
ヴァイシヤ	14	1.6	7	1			6		1	0.2	1					
III																
指定カースト	115	13.7						115	66	15.3				1	1	65
クルムバ	26	6.9			25	1			12	2.7						
指定部族	5	0.5						5	17	3.9				3	3	14
ベスタ	0	2.8							6	1.3	3			3		
イディガ	17	2.0	5	11	1				3	0.6	2	1				
ゴツラ	22	2.6	1			21			9	2.0				9		
ウツバラ	0	1.3							2	0.4				2		
アガサ	0	0.9							1	0.2				1		
クンバ	4	0.4			4				0	0						
IV																
マラータ	3	0.3	1				2		4	0.9	3				1	
ヴァिशユワカルマ	12	1.4	2	10					2	0.4	1	1				
バリジヤ	8	0.9	4	4					6	1.3	2	4				
デヴァンガ	6	0.7		6					6	1.3	4	2				
ナイギ	7	0.8	4	3					0	0						
ナイインダ	3	0.3	1	2					0	0						
計	739	100.0	274	147	37	34	113	134	431	100.0	143	87	15	21	62	79
州総計	835		298	163	76	41	118	140			160	90	17	22	63	79

(注) 第一次・第二次委員会のカースト・コミュニティ分類に若干の相違があるため、各カテゴリーの対象カースト・コミュニティが所定のそれと一致しない場合が生じている。またカースト・コミュニティ名称は自己申告が原則であるため、一部に不自然な分類が生じている。

(出所) Government of Karnataka, *Report of the Second Backward Classes Commission*, Vol. 3, pp. 95-97, pp. 106-107から作成。

ジのそれと同様な傾向を示している。以下、これらの表に示されている傾向をまとめておく。

まず第1点として、この制度がブラーマンの高等教育や公的雇用における地位を若干制限したことは事実であろう。各州の人口比に応じて留保枠が保証されている指定カーストと指定部族の留保分18%を除く82%について考えてみる。留保枠外および「特別後進グループ」でのブラーマンの比率が医学系カレッジでは約半分、バンガロール農業大学では4分の1という状況から考えれば、もし留保制度がなかった場合、この82%にもほぼこれと同様な比率でブラーマンが入学したと考えられよう。留保制度によってブラーマンの受験可能な枠が47% (SBG 15%と留保枠外32%) に制限されたために、結果的にその比率は、医学系カレッジでは予想される約40%から25%へと調整されたのである。しかし、表にも明瞭に表れているように、全体で68%という高率な留保にもかかわらず、「特別後進グループ」という経済基準のカテゴリーの設置によってその制限の程度はかなり弱められている。第1節でも述べたようにブラーマンのうち少なくとも約40%はこのカテゴリーの対象資格を満たしており、「貧しいブラーマン」にとって有利な制度となったことは表の数値にもはっきりと表れている。

第2点。留保枠を分解して複数カテゴリーを設置することによって、それぞれのカテゴリー内での比較的規模の大きい有力カースト・コミュニティに、有利な状況をもたらされた。たとえば医学系カレッジでは、「後進コミュニティ」と「後進トライブ」カテゴリーのそれぞれ約半数、「後進カースト」カテゴリーの約3分の1が、それぞれ第1位のカースト・コミュニティによって占められている。そもそも複数カテゴリーの設置は、教育水準で州平均に達しないすべてのカースト・コミュニティと経済的弱者という広い範囲の人々に留保の対象資格を与えるに際して、より「後進性」の著しい人々の利害にも配慮したものであった。しかし結果的には、前節でもみたように、カテゴリー数の増加にもかかわらず、第1節でⅢとⅣに分類した多くの中小規模のカースト・コミュニティが留保制度の恩恵から排除されることになった。

第3点。これはむしろ上記の2点の結果と言うべきであるが、リンガーヤトとヴォッカリガという大規模な農村部を地盤とするカースト・コミュニティにとって、高等教育や公的雇用への進出を容易にする条件がある程度整えられた。リンガーヤトはカースト・コミュニティ基準の留保カテゴリーからははずされたものの、ブラーマンの独占性が制限されたことによって、その地位は相対的に確保され、ヴォッカリガは「後進コミュニティ」カテゴリーを有利に利用することが可能となった。その結果、1970年代末以降のカルナータカ州では、カースト・コミュニティという視点からみると、ブラーマン、リンガーヤト、ヴォッカリガという三つの有力コミュニティが、新しい均衡状態を形成してきたように見える。この均衡状態は、従来の基本的には農村部と都市部という場によっていわば「住み分ける」ように存在するのではなく、行政や拡大しつつある都市的な雇用についてもカースト・コミュニティ間のバランスをとりつつ、有力なグループを構成するというものである。もちろんこれは、リンガーヤトやヴォッカリガが農民的性格を喪失したということではない。むしろ、行政、政治、都市部雇用など新しい分野での進出は、農業の近代化過程において重要な意味をもつ行政との連携、あるいは有利な条件での向都市移動と送金などとなって、いわば都市と農村を結ぶ形で農村部におけるこれらのカースト・コミュニティの地位を強化するものである。

カルナータカ州の留保制度では、68%にも及ぶ留保枠がほぼすべて充足されている。これは、一面では徐々に教育水準を上昇させてきたリンガーヤトやヴォッカリガなど有力なカースト・コミュニティを広い意味で制度の枠内に取り込み、カースト・コミュニティ間の競合関係を制度内である程度調整した証ともいえよう。次節では、対照的な例としてグジャラート州を取り上げ比較検討することにした。



#### 第4節 留保制度と社会——グジャラート州との比較——

グジャラート州において、「社会的教育的後進諸階級」<sup>(22)</sup>を対象とする留保制度の導入が本格的に検討され始めたのは、1970年代の半ば、いわゆるKHAM<sup>(23)</sup>と総称される下位カースト・コミュニティの政治的な台頭を背景に、第一次社会的教育的後進諸階級委員会（以下第一次委員会と略記）<sup>(24)</sup>が設置されて以降のことである。同委員会報告を受けて、1978年から実施された留保制度は、概ねカーストを基準とする82のコミュニティに公的雇用と高等教育機関入学卒の5～10%を留保するものであり<sup>(25)</sup>、同時期のカルナータカ州の50%（指定カーストと指定部族を除く）に比べれば小規模なものであった。1985年の留保枠の拡大措置においても、留保枠は指定カーストと指定部族を合わせて50%未満に止まる28%であり、しかもこのうちかなりの部分が直ちには充足されることが予想されていた<sup>(26)</sup>。にもかかわらず、留保制度に対する上位カーストを中心とする反対はきわめて激しく、1981年の指定カーストと指定部族を対象とする留保への反対運動に引き続き、85年には社会的教育的後進諸階級に対する反対運動をめぐって流血の事態にいたった。この1985年の運動はコミユナルな対立にも火を付け、州政治は数カ月をわたって麻痺し、ついには中央から軍の派遣を受け留保枠拡大を凍結することによって事態の收拾をみたのであった<sup>(27)</sup>。このようなグジャラート州の事例は、ほぼ同じ時期、カースト・コミュニティ間の競合関係を複合的な留保制度を通じてある程度制度の内側に取り込み、68%の留保を運用していたカルナータカ州と対照的な様相をみせている。

周知のようにグジャラート州の留保問題の背景には、この州の特殊な政治的勢力関係のなかで、選挙の度ごとに留保が集票策として便宜的に利用されてきた経緯がある。1950年代半ば、人口比では州内の最大コミュニティであるコーリー・グループが、政治経済的には後進的な地位にあるラージプートと結合してグジャラート・クシャトリヤ・サバーを結成し、さらに指定カー

スト、指定部族およびムスリムとの間の連携を強めKHAMと呼ばれる政治勢力を形成したことにより、パーティーダールおよびブラーマンなど依然として経済社会の諸面で支配的な地位を維持している上位～中位カースト集団は州政治では少数グループに転じた<sup>(28)</sup>。こうしたカースト・コミュニティ間の新たな緊張関係に加えて、KHAM諸集団内部に、全国的な留保政策が保証されている指定カーストと指定部族、留保の拡大を求める点では同調しながら対象者の基準についてはカースト・コミュニティ基準を主張するコーリー・グループに対してラージプートは経済基準を主張するなど、立場を異にする勢力が混在することが問題を一層複雑なものとしてきたのである。

### 1. グジャラート州におけるカースト・コミュニティの社会経済的地位

すでに多くの論考によって言及されてきた上記のような政治的背景に加えて、本節ではカルナータカ州との比較の視点から、むしろ社会経済的な背景に注目したい。G・シャーは、グジャラート州の留保をめぐる激しい対立の基本的な要因を「ミドル・クラス」内部での対立と捉えている。シャーによれば、グジャラート州では、今世紀初頭植民地下の教育や公的な雇用においていち早く独占的な地位を獲得していたブラーマンおよびバニヤーに加えて早くも1920～30年代以降パーティーダールのこれらの分野における台頭がみられ、これらの三つのカースト・コミュニティが「ミドル・クラス」の過半を構成していたが、独立以降の経済成長を上回る「ミドル・クラス」の急激な拡大によって、内部での貧窮感が増大した。さらに比較的都市化率の高い指定カーストや一部の後進的なカースト・コミュニティの教育や雇用への進出が、政治的な少数集団への転落とあいまってこれらの以前からの「ミドル・クラス」の危機感を増大させ、いまだにコーリー・グループなど下位カースト集団の教育や雇用における進出がきわめて低い水準にあるにもかかわらず、留保を脅威とする反感が激しい形で噴出したと、彼は論じている<sup>(29)</sup>。

上記のようなシャーの分析をカルナータカ州との比較で考えると、まず第

1に注目されるのは両州における農村部を基盤としてきた有力なカースト集団のありかたの相違である。カルナータカ州におけるリンガーヤトとヴォツカリガの場合は、留保制度を契機として高等教育や公的雇用に飛躍的な進出を遂げてきたことはすでに述べたとおりである。一方グジャラート州のパーティーダールは、シャーによれば、すでに「ミドル・クラス」的な性格を強く持っていた。こうした相違は、第2の問題点である留保制度の制度内容ともかかわりつつ、留保といった制度が適用される社会に与える「効果」に大きな影響をもたらすものであろう。以下、若干の資料に依拠しつつ、この点を検証する。

グジャラート州については、カルナータカ州第二次委員会調査のようなカースト・コミュニティの社会経済的状況を全体的に示す資料がない。ここでは1983年にシャーが州内の100カ村で実施した調査（以下シャー調査と略記）<sup>(30)</sup>と、第一次委員会が実施した調査（以下第一次委員会調査と略記）<sup>(31)</sup>を参照する。ただし、これらの二つの調査は、前者は農村部のみが対象であり、また後者については標本の抽出方法に問題がある。このため、ここでは他の研究成果を踏まえつつ、これらの資料によってごく限られた事項について確認していくにとどめたい。

グジャラート州の主要なカースト・コミュニティについては、通常、都市部のホワイト・カラー職種や商工業における有力コミュニティとしてブラーマンとバニヤール、農村部の「支配カースト」のパーティーダールをあげ、さらに都市部では手工業を伝統的職種とするカーストや指定カースト、農村部ではコーリーなどを主体とする下位カースト集団と指定部族が労働力の主要な部分を構成すると理解されている。第8表に示すシャー調査は、農村部の土地所有におけるパーティーダールの優位性を確認するものであり、第一次委員会調査によっても、第9表に示すように、カースト・コミュニティ別所得源比率から、以上の点は確認されるとみてよいだろう。こうしたありかたは、構成するカースト・コミュニティは異なっても、全体的な構造としては基本的にはカルナータカ州の場合と共通するとみてよい。

第8表 シャー調査によるグジャラート州のカーaste・コミュニティ別職業と土地所有（農村部のみ）

社会的グループ	職			業				土地所有 (%)			標本計		
	失業 など	専門職	公務員	ビジネス	農業労働 など	耕作者	その他	計	1~5 エーカー			16エーカー 以上	
									5~15 エーカー	計			
ブラーマン	16	2	11	3	4	52	12	100	41	32	27	100	298
パニヤ	14	1	5	45	5	30	nil	100	55	24	21	100	114
ラージプート	7	nil	2	1	15	72	2	100	42	35	23	100	1,963
他の上位カーaste	15	1	9	31	13	26	4	100	46	42	12	100	68
パーティードール	6	1	3	1	7	81	1	100	25	42	33	100	1,923
手工業カーaste	8	1	3	1	36	48	3	100	42	33	25	100	854
コーリー	8	nil	2	nil	24	62	3	100	66	23	11	100	3,091
他の下位カーaste	7	nil	2	1	33	45	12	100	43	41	10	100	1,644
指定カーaste	7	nil	2	nil	39	43	8	100	69	26	5	100	1,692
指定部族	4	nil	1	nil	21	67	5	100	77	21	2	100	3,272
ムスリム	7	nil	2	9	35	44	3	100	36	45	19	100	685
その他	17	nil	9	3	38	30	3	100	66	17	17	100	66

(出所) Shah, G., "Caste, Class and Reservation," *Economic and Political Weekly*, 19 January 1985, p. 132.

第9表 グジャラート州第一次委員会調査：カースト・コミュニティ別所得源  
(標本数50以上のカースト・コミュニティのみ) (%)

カースト・ コミュニティ名	標本に占 める都市 比率 <sup>1)</sup>	所得源別世帯比率					
		農業	農業労働	畜産	自営業	賃金・給与	その他
ブラーマン	42	11	0	2	20	66	1
バニヤール	78	2	0	0	43	53	2
ラージプート	25	55	5	2	6	31	1
パーティーダール	21	65	2	2	10	19	1
ダルジ	41	4	0	0	63	30	3
スタール	29	10	1	1	56	31	0
ロハナ	48	14	0	0	58	27	1
ルナール	28	18	1	0	54	27	0
ヴァグナリ	31	4	21	2	30	42	0
サドゥ	18	23	3	3	31	37	1
モチ	53	0	2	0	42	56	0
ヴァルワド	24	18	3	53	3	12	0
クムバル	34	28	3	1	33	32	2
ラヴァリヤ	13	9	22	2	17	49	0
ラバリ	2	39	3	39	5	14	0
コーリー	13	51	12	1	8	27	0
タカルダ	16	49	17	2	5	25	1
アヤール	5	65	4	7	7	17	0
アヒール	9	61	8	10	7	14	0
指定カースト	52	15	7	0	17	60	1
指定部族	0.2	59	19	2	82	12	1
シェイク(M <sup>2)</sup> )	67	19	2	0	29	42	7
ガンチ(M)	43	23	6	2	29	37	3
ヴォーラ(M)	35	30	6	0	33	30	0
その他のムスリム(M)	39	19	7	4	31	38	1
ジャイナ教徒	66	8	0	0	48	39	4

(注) 1) この調査はサンプルの抽出にあたって二段階抽出法をとっていないので、この数値は調査標本に占める都市世帯比率にすぎず、各カースト・コミュニティの都市化率は示さない。

2) (M)はムスリムを示す。

(出所) Government of Gujarat, *The Report of the Socially and Educationally Backward Classes Commission*, Vol. 2, pp. 198-200から作成。

第10表 若干の指標にみる3カースト・コミュニティ

	カ ル ナ ー タ カ 州		グ ジ ヤ ラ ー ト 州
	カ ル ナ ー タ 州	カ 州	
	同 州 第 二 次 委 員 会 調 査 <sup>1)</sup>	同 州 第 一 次 委 員 会 調 査 <sup>2)</sup>	シ ャ ー 調 査 <sup>3)</sup>
	リ ン ガ ー ヤ ト	ヴ ォ ッ カ リ ガ	
土 地 所 有	20エーカー以上所有世帯 18%	20エーカー以上所有世帯 12%	農村部のみ16エーカー以上所有世帯29%
農業労働世帯	土地なし世帯 29%	土地なし世帯 30%	1エーカー未満所有世帯12%
農 業 勞 働 世 帯	12%	10%	7%
都 市 化 率	全標本に占める都市比率 17%	全標本に占める都市比率 16%	全標本に占める都市比率 21%
人 口 比	全標本に占める比率 17%	全標本に占める比率 12%	1931年センサスに基づく推計人口比 12%

(出所) 1) Government of Karnataka, *Report of the Second Backward Classes Commission*, Vol. 3, pp. 187-189.2) Government of Gujarat, *The Report of the Socially and Educationally Backward Classes Commission*, Vol. 2, pp. 216-218.3) Shah, G. "Caste, Class and Reservation," *Economic and Political Weekly*, Vol. 20, No. 3, 19 January 1985, pp. 133-134.

そこで、グジャラート州とカルナータカ州の農村部を中心とする有力カースト・コミュニティ、つまり前者のパーティーダールと後者のリンガーヤトとヴォッカリガをやや詳しく比較することにする。

第10表は、いくつかの指標をとってこれら三つのカースト・コミュニティについてまとめたものである。各調査の性格が異なることに加えて農業経営の地域差もあることからこれらの指標の単純な比較は危険であるが、土地所有状況や農業労働世帯比率をみる限り、農村部において富農層をかなり含む有力なコミュニティという点では共通しているとみてよいだろう。最大の相違点は人口比であり、リンガーヤトとヴォッカリガを合わせると州総人口の4分の1以上に達するのに対しパーティーダールは約8分の1にとどまっている。

では教育や雇用については、パーティーダールとリンガーヤト、ヴォッカリガの間にはどのような共通点もしくは相違があるだろうか。

カルナータカ州の場合、1970年代以降、とくにリンガーヤトが高等教育や公的雇用に急激に進出しつつあることはすでに指摘した。残念ながらグジャラート州に関しては、カースト・コミュニティ別の教育普及を時系列で比較する資料はない。第一次委員会調査とシャー調査を手掛かりに、世帯内の最高学歴をまとめたのが第11表、さらにその数値に推計人口比をかけて州内のカレッジ卒業者に占める比率を推計したのが第12表である。二つの調査の数値の相違を、第一次委員会調査の方がシャー調査よりも初等から中等程度の教育水準の認定基準が甘く、数値を高く表示しているためと考え、指定カースト・指定部族の高等教育普及の程度<sup>(32)</sup>を除き、ほぼ両調査は同じ傾向を示している。すなわち、(1)ブラーマン、バニヤール、パーティーダールの教育における優位性が認められるものの、この3コミュニティのなかではパーティーダールの高等教育普及はまだかなり遅れており、今後とも高等教育に対する要求が拡大することが予想されること、(2)高等教育を受けた者に占める比率は、ブラーマンとバニヤールを合わせると20～30%、パーティーダールが20%前後、両者を合計すると過半を占めること、の2点である。後者は、

第11表 グジャラート州カースト・コミュニティ別教育水準 (%)

	第一次委員会調査(就学中は含まず)				シャー調査(就学中を含む。農村部のみ)			
	無教育	初等	中等	カレッジ以上	文盲	初等	中等	カレッジ以上
ブラーマン	0.5	31.7	55.7	12.1	8	39	38	14
バニヤール	0.1	15.9	63.8	20.2	8	34	39	19
ラージプート	2.3	69.1	27.3	1.3	15	52	28	5
その他の上位カースト					4	41	43	12
パーティーダール	5.8	55.7	30.3	8.2	6	46	41	7
手工業カースト					11	52	30	7
ニーリー	6.0	73.1	19.1	1.8	35	44	19	2
その他の下位カースト					46	42	10	2
指定カースト	4.0	64.8	28.1	3.1	27	48	19	6
指定部族	1.3	82.9	15.8	0	47	38	13	2
ムスリム	3.1	68.9	25.1	2.9	24	47	26	3
その他					12	34	48	6

(注) 教育水準の区分は、7学年までを初等、グラジュエイト以上をカレッジ以上、その中間のすべてを中等とした。

(出所) Government of Gujarat, *The Report of the Socially and Educationally Backward Classes Commission*, pp. 160-174.

Shah, G., "Caste, Class and Reservation," *Economic and Political Weekly*, Vol. 20, No. 3, 19 January 1985, p. 132.

冒頭に述べたようなとくに1960年代以降の高等教育普及の最大の受益者がパーティーダールであったことを推定させるものである。すでにカルナータカ州でもみたような有力な大規模コミュニティにおける教育普及によって、多くの小規模コミュニティの教育における相対的な地位の横這いないしむしろ低下する現象が、グジャラート州においても存在していたと考えられる。まとめれば、1970年代末のグジャラート州では、農村部の有力カーストであったパーティーダールがブラーマンとバニヤールにほぼ匹敵するまでに教育や非農業部門雇用に進出してきており、しかも今後もその傾向が継続するであろうこと<sup>(33)</sup>、およびその過程において、指定カーストを除けば下位カースト・コミュニティ集団との格差は縮小しなかったと考えられること、の2点にな



第12表 グジャラート州における高等教育のカースト・コミュニティ構成の推計 (%)

	推計 人口比	シャー調査 (農村部)		第一次委員会調査	
		カレッジ以上 学歴者を含む 世帯	カレッジ以上 学歴者に占める 比率	カレッジ以上 学歴者を含む 世帯	カレッジ以上 学歴者に占める 比率
ブラーマン	4.1	14	12.5	12	14.3
バニヤール	3.0	19	12.4	20	17.4
ラージプート	4.9	5	5.3	1	1.4
他の上位カースト	1.1	12	2.8		
パーティーダール	12.2	7	18.6	8	28.3
他の中間カースト	0.1			4 <sup>1)</sup>	
コーリー	24.2	2	10.5	3	21.1
手工業カースト	6.1	7	9.3	2 <sup>2)</sup>	3.5
他の後進カースト	10.0	2	4.3		
指定カースト	7.2	6	9.4	3	6.2
指定部族	17.7	2	7.7	0	0
ムスリム	8.5	3	5.5	3	7.4
他の宗教集団	1.0	6			

(注) 1) グジャラート州第一次社会的教育的後進諸階級委員会報告書において「社会的教育的後進諸階級」の適用を受けなかったカースト・コミュニティの値。

2) 上記において適用を受けたカースト・コミュニティの値。

(出所) シャー調査: Shah, G., "Caste, Class and Reservation," *Economic and Political Weekly*, 19 January 1985, p. 132.

第一次委員会調査: Government of Gujarat, *The Report of Socially and Educationally Backward Classes Commission*, Vol. 3, pp. 160-174.

ろう。

## 2. グジャラート社会と留保制度

では上記のようなグジャラート社会のなかで留保はどのような意味をもち

えたのだろうか。

前項でまとめたグジャラート州の状況を一言でいえば、カルナータカ州における1970年代末の留保拡大以降の傾向を先取りしたものといってもよい。カルナータカ州では、農村部中心の有力カースト・コミュニティの教育や非農業部門雇用への要求を取り込むことによって、留保制度は社会のなかで一定の現実性をもつ制度になりえた。しかしどのような基準を用いるとしても、パーティーダールを「社会的教育的後進諸階級」に含めることができなくなっているグジャラート州では、少なくとも同じような意味では、留保制度の社会的基盤はなかったのである。

では、カルナータカ州とは異なる意味で、つまり教育や公的雇用において真に後進的な階層の進出を促進するものとして、留保制度が定着する可能性はあったのだろうか。第13表は、医学系および工科系の学位取得コースにおいて、第一次委員会の報告を受けて実施されたカースト・コミュニティ基準による留保の充足率を示すものであるが、10%の留保枠ですら充足率がきわめて低いことが注目される。留保枠受験者の合格基準が留保枠外受験者の合格最低ラインにスライドして定められるため、一般に留保枠外受験者の水準が高い場合には留保枠の合格ラインも高くなる傾向がある。ブラーマンおよびバニヤールという従来からの教育の伝統のあるカースト・コミュニティに加えてパーティーダールがすでに教育にも大規模に進出し数少ない入学枠をめぐって競合しているグジャラート州の場合、留保枠外の合格水準が高く、留保対象カテゴリー受験者もきわめて難しい試験を突破しない限り留保枠の利用はできないのである。

一方、留保制度をカースト・コミュニティ基準ではなく、所得ないし職業などの経済基準を用いて運用した場合<sup>(34)</sup>、予想される事態はカルナータカ州の「特別後進グループ」が参考となろう。経済基準の留保受益者は、カースト・コミュニティという視点からみれば、留保外の一般枠の比率とほぼ同じ、つまり人口比では20%程度のブラーマン、バニヤール、パーティーダールが大半を占めることになろう。シャーも指摘しているように、同程度の経済水準

第13表 グジャラート州における留保の充足状況

(%)

	医学系教育機関				工科系教育機関			
	指定カースト・指定部族		SEBC <sup>1)</sup>		指定カースト・指定部族		SEBC	
	留保枠	充足分	留保枠	充足分	留保枠	充足分	留保枠	充足分
1982/83年度	21	11.9	10	4.1	21	7.9	10	4.3
1983/84年度	21	10.8	10	5.2	21	10.1	10	4.0
1984/85年度	21	7.3	10	3.8	21	12.1	10	4.0

(注) 1) SEBCは「社会的教育的後進諸階級」を示す。

(出所) Vasava, K.D. and B.K. Gadhvi, "Reservation for Social Justice," H. Mehta and H. Patel ed., *Dynamics of Reservation Policy*, New Delhi, Patriot Publishers, 1985, p. 145.

であればブラーマンなどの教育水準が格段に高いのである<sup>(35)</sup>。

上記のようにグジャラート州では、留保制度がいずれの形態をとるにせよ、またいずれの「効果」を期待するにせよ、社会に定着してカースト・コミュニティ間の対立を既存の政治行政の枠内で調整する装置となりうる社会的条件を欠いていたと考えられる。別稿<sup>(36)</sup>でも触れたように、カルナータカ州では1985年に報告書を提出した州第二次後進諸階級委員会が、経済基準による「特別後進グループ」を廃止し、社会経済指標によって分類されたカースト・コミュニティを基準とする留保を提言している。この提言は、結果的には有力カースト・コミュニティ間の均衡状態をもたらした1970年代末の留保制度から一歩踏み出しカースト・コミュニティ間の格差是正を前面に掲げたものである。グジャラート州の事例を考えるならば、こうした制度の定着は今や高等教育や公的雇用に大きく進出したリンガーヤトの今後にかかっていると見てよいだろう。

## 結 語

本章で取り上げたカルナータカ州とグジャラート州の二つの事例、とくに前者に関する分析は、現象としてはすでに注目されていた農村部の有力カーストの変容を全州レベルにおいてある程度実証するものであった。カルナータカ州のリンガーヤトやヴォツカリガは、グジャラート州のパーティードールがすでに経験してきた「支配カースト」から拡大しつつある新中間層の主要な構成コミュニティへの道を、1970年代以降急速にたどりつつあるようにみえる。この「新中間層」は、植民地支配のもとに形成された一握りの上位カースト主体の都市的「ミドル・クラス」とは異なり、独立後の教育普及のなかから形成され、農村部に基盤をおく有力カーストや指定カーストの一部も含む広範な人々によって構成されるものである。グジャラート州やカルナータカ州と同様な動きは、程度と時期にはずれがあるものの、インド各地、とりわけ資本主義的農業の展開の著しい地域で展開されていることが予想される。1970年代後半以降農業先進地域の高支出階層の間での、教育費が含まれる「サービス・雑費」支出の著増傾向や<sup>(37)</sup>、農村部におけるカレッジ数の急増も、その反映とみることができよう。

こうした変化は、従来の「支配カースト」論を中心に組み立てられてきたインド社会の理解の枠組みに、基本的な変更を迫るものである。土地所有などの経済力と地域的な権力が階層的なカーストと結合することによって強固な支配性を獲得するという「支配カースト」の農村支配の構造は、土地と労働の支配という農村社会の枠組みを前提としたものであった。本章で検討したカルナータカ州の事例は、かつての「支配カースト」集団が、今や農村社会の枠を超えて教育や行政などにも進出してきたことを示している。このことは、土地所有や地域的な権力に加えて、行政、教育、教育を前提とする雇用所得などの新たな要素が彼らの地位を支えるようになってきたことを意味しよう。しかし同時に、土地所有やカーストといった変動の小さい要素によつ

て安定的に保持されてきたカースト間の支配-被支配の構造が、教育や雇用など流動の大きな要素を加えることによって、より競合的な様相を強める結果にもなったことも留意する必要がある。換言すれば、カースト社会の変化は、農村と都市という二元的な構造から両者を横断するものへ、また変動の小さい支配の構造からより競合的なものへの変化とみることが可能であろう。

この変化は、台頭しつつあるコミュニティが人口規模が大きく経済的な力もあるだけに、地域社会におけるカースト間の諸関係に大きな影響を与えるものである。従来、高等教育やホワイト・カラー職種に圧倒的な地位を占めていた上位カースト諸集団の比重は顕著に低下し、また指定カーストを除く下位カースト集団のこれらの分野への進出は、独立後の教育普及がある程度認められるにもかかわらず、困難な状況が続いている。そして、教育や雇用が拡大する過程においてカースト間に明らかな強弱が生じたことは、多くの地域において新たなカースト間の競合と緊張をもたらす結果となった。

留保制度は、制度の理念のいかんにかかわらず、適用される社会のこうした競合と緊張のありかたによって全く異なる意味をもちうるものである。本章で取り上げたカルナータカ州の事例では、教育や公的雇用における後進性を主張する農村部中心の有力カーストが留保制度を契機に飛躍的な進出を実現したのに対し、グジャラート州ではすでにこの段階を経ていたパーティーダールが留保の拡大を脅威として受けとめた。また本章では直接触れることができなかったが、上位カーストの人口規模が比較的大きく、カルナータカ州やグジャラート州のそれと匹敵するような強力な農村部を中心とするカーストの存在しない北部インド諸州の多くの地域では、今後、複数の中間カースト集団の留保政策の拡大を求める動きが上位カースト集団との対立を激化させられると思われる。1970年代末、UP州やビハール州では上位カースト諸集団の抵抗によって留保政策が頓挫した経緯があり、農村部を基盤とする中間カースト諸集団が、上下双方のカースト・コミュニティとの競合のなかで留保をどのように利用できるのか、カルナータカ州のリンガーヤトのように台頭の契機としうるのか、が注目されるのである。

また制度と社会という観点からみても、留保制度はいくつかの問題を提起している。本章の事例では、グジャラート州のように、後進性の強いコミュニティが対象となった地域、言い換えれば機会均等原則の社会のなかでの弱者救済という留保制度の本来の目的に即した制度が導入された地域で制度の円滑な運用が得られず、逆にカルナータカ州のように有力な諸カースト間の均衡を形成する形で一定の定着をみたのであった。グジャラート州の事例は、社会の実態に対抗する制度が、既存の州政治や行政の枠内では解決できない対立をもたらすことを実証したのもでもあった。

しかし同時に、独立以降ほぼ一貫して留保の対象となってきた指定カーストの間では、とくに留保の強化<sup>(38)</sup>が実現された1960年代末以降、はっきりとその効果が認められることも見逃すことができない。このことは、制度が長期にわたって安定的に運用された場合には、時間をかけて一定の効果をもつことを示している。「その他の後進諸階級」に関する留保制度がより後進性の強いグループを対象とした場合にも、もし指定カーストに対する留保と同様な環境が得られれば、効果を期待しうるものである。ただしこの場合でも、指定カーストというカテゴリーのなかでも格差が生じていること、同じく留保政策の対象となりながら指定部族ははるかに後れていること、の2点は留意する必要がある。

上記の諸点は、留保制度の潜在的な可能性と社会の実態との対応における限界を示している。おそらく現在最も求められているのは、この可能性と限界の危ういバランスを支える国民間のコンセンサスであり、さらに言えば厳しさを増す利害の対立のなかで国民間のコンセンサスを実現する冷静かつ持続的な政治的意志であろう。総選挙を控えた1989年に入ってラージブ政権は、指定カーストと指定部族を対象とした留保枠を性急に充足する政策をとったが、こうしたきわめて政治的な動きは、留保という制度を真に社会に定着させるためには、あまりにも危険な賭けと言わざるをえない<sup>(39)</sup>。

本章では、カーストを一つの社会集団として、社会経済的側面のみ注目して扱ってきた。カーストの他の側面、つまり地域社会における上下関係や

差別の問題と、カーストを横断する階級の問題には、触れることができなかった。制度と社会、あるいは留保に関する人々の多様な対応を考えるためには、これらの側面が重要であることはいうまでもない。ただ、社会集団としてカーストをみた本章の試みを通じて、少なくとも以下の点を指摘することが可能であろう。まず、1970年代以降のいわば「新中間層」の拡大という現象<sup>(40)</sup>のなかでカースト諸集団の社会経済的性格が大きく変わりつつあること、そして、カースト間の社会経済諸条件のなんらかの標準化が「カーストなき社会」の前提になるとするならば、1970年代から80年代の動きは、一面においてはより競争的な要素をカースト社会に取り込みつつも、格差の縮小をもたらすものではなかったこと、である。

〔注〕—————

- (1) インドの留保制度 (reservation system) は、一定のカテゴリーの該当者を対象に、高等教育の入学者や公的雇用 (公務員雇用、公共部門およびなんらかの政府補助金交付機関など) の一定率を優先的に留保する制度。対象となるカテゴリーは、大統領令によって定められている指定カーストと指定部族、および各州で独自の基準によって定められている「その他の後進諸階級」の二つに大きく分類される。現在、指定カーストと指定部族については、ほぼ人口比に即した議席 (連邦下院、州議会および各種の地方自治体)、高等教育機関、公的雇用の留保が実施されている。「その他の後進諸階級」については、こうしたカテゴリーを設置していない州 (西ベンガル州など)、カースト・コミュニティを基準として設置している州 (カルナータカ州、グジャラート州、など)、経済基準を取り入れている州 (ケーララ州) などさまざまであり、留保の枠も州によって異なっている。なお、指定カーストと指定部族以外については議席留保は認められていない。この問題については、現在のところ Galanter, M., *Competing Equalities: Law and the Backward Classes in India*, Berkeley, University of California Press, 1984 が最も詳細に制度の形成過程と概要をまとめている。
- (2) ここでは比較的最近のもので、いくつかの傾向の典型的な見解を示していると思われるものを若干あげておく。留保に関する見解は、留保制度撤廃論、見直し論さらに拡大を主張するものまでさまざまである。しかもその背景にはインドの国家機構と国民に関する基本的な見方の相違があり、注目すべき論文が多い。いずれ別稿で、こうした点について触れてみたいと考えている。

Sheth, D.L., "Reservations Policy Revisited," *Economic and Political Weekly*, 14 November 1987.

Mitra, S., "The Perils of Promoting Equality: The Latent Significance of the Anti-Reservation Movement in India," *Journal of Commonwealth and Comparative Studies*, Vol. 25, No.5, 1987.

Mukarji, Nirmal, "Perspectives of a Policy," *Seminar*, No.268, December 1981.

Hebsur, K.R., "Reservations for the Backward Classes: The Indian Experience," Paper presented at Conference on Preference Policies and Gender Related Issues, Trincomalee, July 1982.

Desai, I.P., "Should Caste be the Basis for Recognising Backwardness?," *Economic and Political Weekly*, 14 July 1984.

Shah, G., "Caste, Class and Reservation," *Economic and Political Weekly*, 19 January 1985.

山口博一「インド政府『後進諸階級委員会報告書』の研究」(『アジア経済』第25巻第1号, 1984年1月)。

同「ビハール州『後進諸階級委員会報告書』の研究」(『アジア経済』第30巻第3号, 1989年3月)。

押川文子「インド社会像におけるカースト——二つの『後進諸階級委員会報告書』をてがかりに——」(『アジア経済』第30巻第3号, 1989年3月)。

なおグジャラート州の反留保運動に直接言及しているものについては注(7)に示す。

- (3) たとえばグジャラート州の場合, 1985年の留保に反対する運動の発端となった医学系カレッジの入学者数は1984/85年度現在で625, 留保枠が10%から28%に拡大した場合の「社会的教育的後進諸階級」の留保枠の増加数は110程度にすぎず, しかもその大半は充足されることが予測されていた。当時のグジャラート州人口に占める対象カテゴリー人口比を50%程度と推計するとその数は約1700万人, したがって留保枠の増加のすべてが充足されたとしても留保枠拡大の受益者は約15万人に1人にすぎない。
- (4) 注(1)を参照のこと。
- (5) 第7次5カ年計画時の指定カーストと指定部族に対する補償的差別政策と経済向上政策は, 章末の付表2に示す。政策上の位置づけとしては, 留保政策はこれら諸政策の一部をなすものである。
- (6) Government of India, *Statistical Abstract of India*, 1986, New Delhi, 1987, pp.523-525.
- (7) *Ibid.*, pp.382-383.
- (8) 従来からコタリ (Rajni Kothari)らをはじめとする政治研究においては,



カーストを一つの集団とする傾向が顕著であったが、最近では社会学の分野でもこうした立場をとる研究が目立ってきた。その典型的な例はおそらくシャー (Gansham Shah) であろう。シャーはグジャラート州の分析において、「浄と穢れのイデオロギーに基づくと考えられているような伝統的なカースト構造が、今日のインドにおいてほとんど意味がないことは明らかである。私は本章では『カースト』という語を階層的な秩序の一部ではなく社会的グループとして用いる。またここでは『高位カースト』あるいは『低位カースト』という語は、浄と穢れのそれではなく、歴史的な文脈や社会や教育の現状との関連で用いることにする」と述べている (Shah, "Caste, Class and……," p.132)。

本章でも、カースト・コミュニティを上下関係から切りはなして一つの集団として分析することを試みるが、それはあくまでも一つの作業段階であると考えている。

- (9) カルナータカ州第二次委員会では、指定カーストと指定部族を除くヒンドゥーについてはその伝統的な職種を基準に類似のジャーティをまとめ、他の宗教集団についてはそれぞれ一つのカースト・コミュニティとみなし、さらに指定カーストと指定部族をそれぞれ一つのカースト・コミュニティとして、全カルナータカ州人口を75の便宜的なグループに整理している。この分類ではリンガーヤトやヴォッカリガには、出自を異にする多数のジャーティが含まれている。分類方法や個々のジャーティの分類をめぐることは、委員会内部でもかなりの異論が提出された。この点については、押川、前掲論文でやや詳しく触れた。本章では、カルナータカ州第二次委員会報告書の「カースト・コミュニティ」概念がカーストのみならず宗教集団なども含むこと、またジャーティではなくグループに整理された概念であることの理由から、「カースト」ではなく「カースト・コミュニティ」という表現をそのまま用いることにする。
- (10) この委員会については押川、前掲論文で詳しく触れた。

報告書は *Government of Karnataka, Report of the Second Backward Classes Commission, Bangalore, 1986* (以下 *KRSBCC* と略記) のタイトルで出版されている。

- (11) 推計人口に占める標本数の比率は、農村部94.42%、都市部80.91%、全体で90.49%となる。
- (12) 標本比が0.5%以上のカースト・コミュニティのうちティガラについては、数値に不備な点があり、除外している。
- (13) ここに図示した24のカースト・コミュニティ以外では、Iに7カースト・コミュニティ (ムダリヤールやカンマなど近隣州に分布の中心のある農民カースト・コミュニティなど)、IIに12カースト・コミュニティ (クシャトリヤ、ラージプート、ナーヤル、ウルス、ダルジなど)、IIIに11カースト・コミュニティ、IVに16カースト・コミュニティ (ガニガ、メダールなど) が含まれている。

- (14) カルナータカ州の農業経営は、半乾燥地域を含む中北部、従来から灌漑農業が展開されてきた南部、およびガーツ山脈沿いの地域に大別される。このうちリンガーヤトとヴォッカリガがそれぞれ多住する州中北部と南部を比較した場合、経営面積は一般に中北部の方が大きい。こうした農業経営の地域間相違を考慮すると、ここで試みるような土地所有規模による区分にも地域的な配慮をするべきであるが、資料上の制約から一律20エーカーを基準とせざるをえなかった。カルナータカ州各地域農村の特色については、1978年州内各地域の計6カ村で実施された調査をまとめた以下を、さしあたり参照されたい。

藤原健蔵・村上誠・中山修一・米田巖編『海外地域研究の理論と技法——インド農村の地理学的研究——』広島大学総合地誌研究センター、1978年、38～66ページ。

- (15) リンガーヤトとヴォッカリガの地域的集中は次ページの図に示す。
- (16) 村落パンチャーヤトの議長と副議長に占める比率は、1983年現在、リンガーヤトが30.1%、ヴォッカリガが24.4%となっている。その他のカースト・コミュニティでは、クルバが6.6%、指定カーストが5.4%、ブラーマンが4.0%、ムスリム3.3%、マラータ3.2%など（*KRSBCC*, Vol.3, pp.56-62）。
- (17) たとえば比較的大都市に設置される都市自治体の市長および副市長12名のうちムスリムは、1983年現在、3名を占めている（*KRSBCC*, Vol.3, pp.63-65）。
- (18) マイソール藩王国の1931年センサスによると、31年現在、7歳以上の男子の識字率と英語識字率は、ブラーマンが78.3%と38.9%、リンガーヤトが30.1%と1.4%、ヴォッカリガが12.2%と0.5%となっている。

1901年および31年の識字率に関する数値は以下に依拠した。

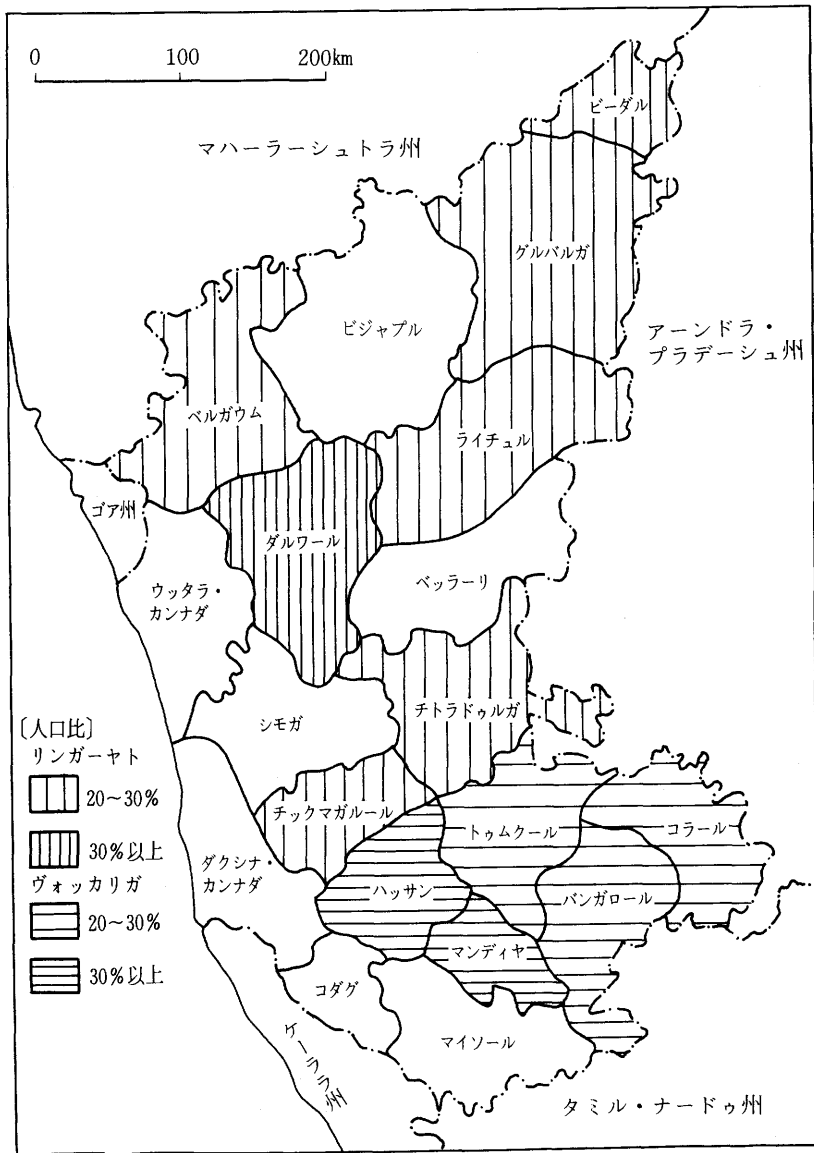
*Census of India, 1901*, Vol.24, *Mysore*, Part 2, Bangalore, 1903, Table 9, pp.ii-iii（通しページ数記載なし）。

*Census of India, 1931*, Vol.25, *Mysore*, Part 2, Bangalore, 1932, Table 14, pp.198-201.

- (19) 一つにまとめられている指定カースト内部を個々のカーストでみると、おそらくこの数値はさらに増加すると考えられる。
- (20) 下記の論文がカルナータカ州の指定カーストと指定部族の貧困について全国標本調査の家計支出データに基づいて分析している。

Nayak, Vijai and Shailaja Prasad, "On Levels of Living of Scheduled Castes and Scheduled Tribes," *Economic and Political Weekly*, 28 July 1984.

- (21) カルナータカ州の留保の事情については、中央政府第二次後進諸階級委員会報告書に所収されているタタ社会問題研究所の担当した以下が、簡潔に要点を押さえている。



(出所) Government of Karnataka, *Report of the Second Backward Classes Commission*, Vol. 3, Bangalore, 1986, pp. 52-57から作成。

Hebsur, R.K., "Reactions to the Reservations for Other Backward Classes: A Comparative Study of four States, Chapter III Karnataka: A Two Stage Backward Classes Movement," Government of India, *Report of the Backward Classes Commission*, Second Part, New Delhi, 1980, pp. 151-154.

- (22) グジャラート州では「その他の後進諸階級」は「社会的教育的後進諸階級」と呼ばれている。
- (23) Kはクシャトリア (Kshatrya, コーリー・グループとラージプートの一部), Hはハリジャン (Harijan, 指定カースト), Aはアーディワシー (Adivasi, 指定部族), Mはムスリム (Muslim) を指す。
- (24) この委員会の報告書は Government of Gujarat, *Report of the Socially and Educationally Backward Classes Commission*, 出版地不明, 1976.
- (25) 公的雇用においても上級職 (クラス I とクラス II) の留保枠は 5% に抑えられた。また昇進における留保も含まれていない。
- (26) 第13表にみるように10%の留保枠すら充足されていなかった。
- (27) グジャラート州の留保問題については以下を参照のこと。

Shah, G., "Middle Class Politics: Case of Anti-Reservation Agitations in Gujarat," *Economic and Political Weekly*, Annual Number, May 1987.

Baxi, U., "Reflections on Reservation Crisis in Gujarat I, II, III," *Mainstream*, 8 June, 15 June, and 22 June 1985.

Mitra, S., "The Perils of Promoting Equality: The Latent Significance of the Anti-Reservation Movement in India," *Journal of Commonwealth and Comparative Politics*, Vol.25, November 1987.

Wood, J.R., "Reservations in Doubt; The Backlash against Affirmative Action in Gujarat, India," *Pacific Affairs*, March 1987.

Yagnik, A. and Anil Bhatt, "The Anti-Reservation Agitation in Gujarat," *South Asia Bulletin*, Vol.4, No.1, Spring 1984.

Bose, P.K., "Social Mobility and Caste Violence : A Study of the Gujarat Riot," *Economic and Political Weekly*, 18 April 1981.

Pravin, S. and Ramesh Menon, *Caste and Communal Timebomb*, Golwala Publications, Ahmedabad, 1986.

- (28) グジャラート州のカースト・コミュニティ別州閣僚構成の推移は次ページの表のとおり。
- (29) Shah, "Middle Class Politics ……."
- (30) この調査の概要はShah, "Caste, Class and ……," に収録されている。
- (31) グジャラート州第一次委員会では、専門家として参加したデサイ (I.P. Desai) らが二段階抽出法による大規模な調査を主張したが、委員会の予算や人

カースト集団	州内各階層構成比 (%)			
	1975	1976	1980	1985
上位カースト (ブラーマン, パニヤール, パー ティーダールを含む)	70	33	32 <sup>1)</sup>	30 <sup>2)</sup>
その他の後進諸階級 (ムスリムを含む)	30	67	68	70 <sup>3)</sup>
指定カースト				
指定部族				

(注) 1)および2)の階層のうち階内階層についてみると、いずれもパーティーダールは含まれていない。

3)の内訳は、「クシャトリア」グループ35%、ムスリム5%、指定カースト5%、指定部族15%、その他が10%となっている。

(出所) *Times of India*, 14 July 1985.

員配置が整わず予備調査のみ実施された。本章で利用しているのはその概要の一部である。

- (32) グジャラート州の指定カーストの教育普及が第一次調査が示すほど低い水準にあるとは考えにくい。指定カーストの識字率では、50.2% (1981年、男女全年齢の数値) と主要諸州中1位である。P・K・ボースが指摘しているように、指定カーストの都市化率が高く教育や雇用の面でも向上していることが、指定カーストを対象とする留保に反対する運動がグジャラート州で激しく展開された一因ともなっているのである。ただし、グジャラート州の指定カーストの人口比は約7%と小さく、教育の普及の遅れている指定部族の人口比が大きい(14%)、指定カーストにおける教育普及の与える全般的な影響には限界がある。

Bose, P. K., "Social Mobility and Caste Violence: A Study of the Gujarat Riot," *Economic and Political Weekly*, 18 April 1981.

- (33) グジャラート州の富農層とくにパーティーダールのこうした変化については、本書所収の篠田稿に詳しい。また以下の事例研究でも確認されている。

Muttten, M., "Social Profile of Agricultural Entrepreneurs: Economic Behaviour and Life-Style of Middle-Large Farmers in Central Gujarat," *Economic and Political Weekly*, 29 March 1986.

- (34) その後1983年に報告書を提出した第二次委員会(委員長C.V.Rane)では、職業・所得の経済基準を提言している。経済基準を強く主張した委員会のメンバーのI・P・デサイに対して、G・シャーら社会学者の多くが経済基準は結果的に上位カーストに利すると激しく論戦を展開した経緯がある。この点について

は、押川、前掲論文で若干触れた。

- (35) シャー調査による農村部の土地所有規模別の世帯内最高教育水準は、土地無し世帯の場合、ブラーマン24%、バニヤー20%、パーティーダール12%に対してコーリー1%、その他の下位カーストが3%、また土地所有規模1~5エーカー層ではブラーマン7%、バニヤー11%、パーティーダール8%に対してコーリー2%、その他の下位カーストが3%となっている (Shah, "Caste, Class and……," p.135.)。

上位カーストの土地無し世帯において教育水準が高いのは、非農業職種世帯が大半を占めると理解されるが、零細農世帯においてもカースト間にかなりの教育格差があることが明らかにされている。

- (36) 押川、前掲論文。

- (37) 押川文子「インドにおける家計支出の変化」(『アジア経済』第28巻第3号、1987年3月)。

- (38) その概要は以下のとおり。

1970 留保枠の拡大 (指定カースト12.5%から15%、指定部族5%から7.5%)。充足されない留保分の持越し (carry forward) 制度の2年間から3年間へ延長。

1972 公的雇用のすべてのクラス内部での昇進における留保の適用。

1974 公的雇用のクラスC (III) からクラスB (II)、およびクラスBからクラスA (I) の最下位職までのクラス間の昇進における留保の適用。

1975 若干の例外を除く科学技術関連の公的雇用への留保の適用。

1977 新規採用に占める留保分が50%を超えることを最高裁が合憲と判断。

1969以降、公務員雇用とともに公共部門、政府関係法人、各種自治団体、大学などにも上記の改正を含む留保の適用開始。

- (39) こうした留保制度の政治的利用は、留保に対する潜在的な不満を明確な形で表明させる契機になっている。たとえば以下など。

Singh, S.N., "Politics of Job Reservation," *Mainstream*, 29 July 1989.

- (40) 1960年代以降のインドの社会科学の第一線にあった以下の3者が、今日の時点であらためてこの問題を提起しているのは注目される。

Rudra, A., "Emergence of the Intelligentsia as a Ruling Class in India," *Economic and Political Weekly*, 21 January 1989.

Beteille, A., "Are the Intelligentsia a Ruling Class?," *ibid.*, 21 January 1989.

Bardhan, P., "The Third Dominant Class," *ibid.*, 21 January 1989.

付表1 カルナターカ州カースト・コミュニティ別社会経済指標①  
(標準比0.5%以上のカースト・コミュニティ)

カースト・コミュニティ	標準比 (%)	所得2万 ルピー以 上世帯 (%)	都市化率 (%)	州平均	土地所有 20エ カ一以上 世帯 (%)	州平均	土地無し 世帯 (%)	州平均	農業労 働世帯 (%)	州平均	所得5万 ルピー未 満世帯 (%)	州平均
I												
リンガーヤト	16.9	3.4	16.8	64	18.0	260	28.6	70	12.0	92	16.4	22
ワオツカリガ	11.6	3.1	16.0	61	11.9	172	29.6	73	9.9	76	13.1	18
ベーンダ	2.7	3.3	11.2	43	5.0	71	37.1	91	21.6	166	83.4	117
アブント	0.8	2.8	12.9	49	1.9	26	35.6	87	9.6	73	71.8	100
II												
ムスリム	10.9	4.8	49.9	193	6.9	100	60.4	149	9.9	75	72.9	102
ブラーマン	3.8	9.9	56.7	219	5.6	80	67.4	166	2.5	19	39.8	55
キリスト教徒	1.8	3.8	48.1	186	1.4	20	75.2	185	9.3	71	70.1	98
ジャイナ教徒	0.8	6.1	41.9	162	10.2	147	42.6	105	5.6	42	55.8	78
ヴァイシヤ	0.7	6.2	59.5	230	17.8	258	71.0	175	4.1	31	50.8	71
III												
指定カースト	15.8	1.0	19.8	76	10.9	157	23.1	56	20.3	155	83.8	117
クルバ	6.9	1.8	12.7	49	7.9	114	26.6	65	16.3	124	78.5	110
指定部族	2.8	1.3	48	151	3.3	43	43.9	108	18.7	143	82.2	115
ベस्ता	2.8	1.5	17.4	67	3.0	43	47.0	116	17.5	134	80.5	113
イデイガ	2.5	1.4	18.8	72	2.4	34	52.9	130	13.6	104	79.7	111
ゴツラ	1.4	1.6	14.0	54	4.2	61	31.5	77	14.5	111	78.7	110
ウツパラ	1.3	0.9	11.3	43	5.2	75	38.1	94	17.4	133	83.8	117
アガサ	0.9	2.0	21.8	84	2.1	30	52.0	128	13.7	105	80.1	112
クンバラ	0.6	1.0	14.9	57	2.5	35	50.5	124	14.9	114	82.1	115
IV												
マラーター	3.2	2.2	28.1	108	4.5	65	45.4	112	10.7	81	74.6	104
ヴィシュワカルマ	1.9	1.7	27.9	108	2.9	41	60.5	149	9.3	71	75.4	105
パシヤン	1.3	2.0	52.3	202	3.0	42	62.4	153	7.6	58	59.6	83
チヴァンガ	0.7	2.7	52.4	203	2.9	42	62.1	153	5.8	44	70.1	98
ネイギ	0.6	2.1	49.0	189	3.4	49	69.4	171	7.7	59	70.1	98
ナイインダ	0.5	1.2	29.7	115	2.4	34	60.3	148	11.6	88	79.6	111
州平均値		2.8	25.8	100	6.9		40.5		13.0	100	71.2	100

付表2 カルナータータカ州カースト・コミュニティ別社会経済指標②

カースト・コミュニティ	公務員クラス I と II (%) 州平均	公務員クラス IV (%) 州平均	自営業世帯 (%) 州平均	文盲率 (%) 州平均	SSLC 就学率 (%) 州平均	州平均
I						
リンガンヤト	0.24	0.24	66	109	36.1	88
ヴォツカリガ	0.33	0.37	102	120	40.5	98
ベアント	0.05	0.21	58	91	52.2	127
アント	0.36	0.17	47	128	24.6	60
II						
ムスリム	0.19	0.37	102	85	37.3	90
アラママン	1.35	0.52	144	71	12.9	31
キリスト教徒	0.73	0.62	172	65	20.5	50
ジャイナ教徒	0.24	0.15	41	118	28.0	68
ヴァイシヤ	0.42	0.35	97	108	18.0	43
III						
指定カースト	0.16	0.47	130	90	54.2	132
クルバ	0.12	0.30	83	115	52.5	128
指定部族	0.17	0.39	108	101	49.6	121
ベスタ	0.20	0.30	83	96	51.3	125
イディガ	0.13	0.26	72	116	34.1	83
ゴツ	0.05	0.29	80	127	50.8	123
ウツバラ	0.07	0.13	36	100	57.1	139
アガサ	0.24	0.59	163	118	46.5	113
クンバラ	0.15	0.30	83	111	42.3	103
IV						
マラータ	0.33	0.33	91	111	39.3	95
ヴィシエワカルマ	0.21	0.35	97	113	32.1	78
バリジャ	0.63	0.58	161	96	30.7	74
デヴァンガ	0.37	0.43	119	110	29.2	71
ネイギ	0.42	0.42	116	110	15.2	36
ナイインダ	0.23	0.39	108	108	39.5	96
州平均値	0.29	0.36	100	100	41.0	100

(注) 「州平均」は、(各指標の当該カースト・コミュニティ比率) ÷ (州平均値) × 100

(出所) Government of Karnataka, Report of the Second Backward Classes Commission, Vol. 3, Bangalore, 1986, pp. 187-189から作成。

ただし、数値に明らかな間違いがある場合は訂正した。



付表 2 指定カースト (SC) と指定部族 (ST) を対象とする主要な政策・制度 (第 7 次計画期)

分野	中央政策・制度		州・連邦直轄地	
	対象	政策・制度	対象	政策・制度
教育	SC・ST	国立の高等教育機関および国庫補助を受けている教育機関における入学者の留保	SC・ST	州立、その他公立、および州からの補助を受けている高等教育機関における留保
	SC・ST SC・ST	XI 学年終了後に対象とする奨学金 海外留学者奨学金 (高等教育機関での女子寮 (第 6 次計画以降男子寮も対象に))	SC・ST SC・ST SC・ST	全寮制学校の設立維持 XI 学年までの奨学金 授業料・試験料などの補助、一部州での給食
雇用	SC・ST	国家公務員、公企業などにおける雇用および一部昇進における留保	SC・ST	州公務員、州公企業などにおける雇用および一部昇進における留保
	SC・ST	全インド職 (IAS, IPS, IFS) 受験者を対象とする試験準備訓練、試験地までの旅費支給	SC・ST SC・ST SC・ST	上級職受験者を対象とする試験準備訓練 各種の職業訓練 職業紹介所における優先措置
その他の経済向上	SC ST	Special Component Plan のための中央から州への財政移転		SCDC (指定カースト開発組合) の設立
	SC・ST	Tribal Sub Plan のための中央から州への財政移転 総合的農村開発計画 (IRDP)、全インド農村雇用計画 (NREP) など農村貧困層を対象とする諸計画における優先順位、低金利の適用、補助比率の引上げなど	ST SC・ST	左記諸計画の実施 共同組合、制度金融などにおける低利子適用
保健衛生・住宅				非 ST への土地移転の制限 土地再分配政策における優先
			ST SC・ST SC・ST SC・ST	一部州における居住化政策 宅地・住宅の建設と供給、住宅建設補助金 飲料水用の井戸の建設 母子保健衛生計画 (MCP) の重点実施
市民権の保証、暴力行為などからの保護	SC	市民権保護法 (The Protection of Civil Rights Acts: PCRA) 1955 に関する年次報告書の作成	SC	一部の州では、PCRA や暴力事件に関連して SC に対する法的な接点 (法廷費用の補助、法的なアトワライザーの任命など) 一部の州では、PCRA に関する特別官・委員会の任命 一部の州では、PCRA や暴力事件を扱う特別法廷の設置
議席	SC・ST	連邦議会の議席留保		州議会における議席の留保 各種の地方自治体 (パンチヤター、パンチヤター、パンチヤター) における議席・委員などの留保

(注) SC は指定カースト、ST は指定部族を示す。  
(出所) 第 7 次 5 カ年計画書等から筆者作成。